

●香川県告示第404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年12月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
令和2年4月1日	まろがめ医療センター	丸亀市津森町219番地
令和2年9月1日	医療法人社団 竹内耳鼻咽喉科医院	丸亀市川西町南422番地12
令和2年9月7日	小山クリニック	丸亀市金倉町391番地3
令和2年9月18日	綾川町立臨時診療所	綾歌郡綾川町滝宮528番地1
令和2年12月1日	医療法人社団浩明会 たしろ医院	観音寺市南町5丁目4番63号
令和2年12月1日	医療法人高樹会 ふじた医院	善通寺市上古田町4丁目5番1号